

随時記者発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

項 目	「北海道森林づくり基本計画（素案）」及び「道有林基本計画（素案）」に対する道民意見を募集します		
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説明者
	資料配付	1 2 月 1 日 時 分	
添 付 資 料	①北海道森林づくり基本計画（素案）に対する道民意見を募集します ②北海道森林づくり基本計画（素案）の概要 ③道有林基本計画（素案）に対する道民意見を募集します ④道有林基本計画（素案）の概要		
発 表 要 旨	<p>北海道では、令和4年度からスタートする新たな「北海道森林づくり基本計画」及び「道有林基本計画」の策定に向け、現在、見直し作業を進めています。この度、道民の意見を幅広くお聞きし、より良い計画にしていくため、計画素案に対する道民意見提出手続（パブリックコメント）を実施することとしました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 応募期間 令和3年(2021年)11月30日(火)から令和3年(2021年)12月29日(水)まで</p> <p>2 応募方法 郵便・FAX・電子メールのいずれか なお、計画（素案）は下記URL等から入手可能</p> <p>(1) 北海道森林づくり基本計画（素案） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/r-g/r-keikaku/iken.html</p> <p>(2) 道有林基本計画（素案） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/kihon_soan_pubcome.html</p> <p>3 提出先</p> <p>(1) 「北海道森林づくり基本計画（素案）」に対する意見 あて先 北海道水産林務部総務課（林務企画係） 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 FAX 011-232-4140 メール suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>(2) 「道有林基本計画（素案）」に対する意見 あて先 北海道水産林務部森林環境局道有林課（道有林整備係） 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 FAX 011-232-4142 メール suirin.doyurinkg@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
担 当	産業振興部林務課 林務課長 峯岸 敏行（Tel 0146-22-9310 内線2500） 林務係長 佐藤 聖一（Tel 0146-22-9313 内線2511）		

「道有林基本計画(素案)」に対する 道民意見を募集します

道では、道民共通の財産である道有林が公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民の生活向上に資するよう計画的な整備・管理を進めています。

このたび、令和4年度からスタートする「北海道森林づくり基本計画」の趣旨を踏まえ、森林資源や道有林の整備・管理を取り巻く情勢の変化に適切に対応していくため、現行の「道有林基本計画」を見直すこととし、令和4年度を始期とする「道有林基本計画(素案)」を取りまとめましたので、広く道民の皆さんからご意見を募集いたします。多くのご意見をお待ちしています。

【意見の応募方法】

1 応募期間

令和3年(2021年)11月30日(火)から 令和3年(2021年)12月29日(水)まで

2 応募方法

計画等の素案をご覧いただき、意見提出用紙(別紙「『道有林基本計画(素案)』に対する意見」)にご意見を記入のうえ、郵便・FAX・電子メールのいずれかの方法でご提出ください(電話などによる口頭でのご意見は、ご遠慮願います)。

なお、計画等の素案は、道庁ホームページのほか、道庁水産林務部道有林課、各(総合)振興局の行政情報センター、各(総合)振興局の林務課及び森林室でご覧いただけます。

【道庁ホームページURL(水産林務部道有林課)】

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/kihon_soan_pubcome.html

3 提出先

北海道水産林務部道有林課(道有林整備係)

- 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部道有林課
- ファクシミリ 011-232-4142
- メール suirin.doyurinkg@pref.hokkaido.lg.jp

4 意見募集結果の公表

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和4年(2022年)3月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

意見募集の結果の公表は「2 応募方法」に記載の方法に準じて行います。

5 注意事項

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

【お問い合わせ先】

北海道水産林務部道有林課道有林整備係
電話: 011-204-5520

北海道森林づくり基本計画(素案)の概要

第1 計画策定の考え方 (p2)

- 北海道森林づくり条例(以下、「条例」とする)第9条に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。
- 中長期的な視点に立ち、条例の目的を実現するために森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示すものであり、道の「北海道総合計画～輝きつづける北海道～」に沿った特定分野別計画として位置づけられるもの。
- 北海道環境基本計画との調和を保ち、水産業や景観づくりに配慮するとともに、道民や北海道森林審議会の意見を聞いて策定。
- 計画の期間は、令和4年度(2022年度)から13年度(2031年度)までの10年間とし、5年ごとに見直し。国の森林・林業基本計画との整合性を考慮するとともに、今後20年を見通した展望のもと、当面10年間の施策を示す。

第2 森林づくりに関する基本的な方針 (p3-12)

近年の森林づくりの動向、課題を踏まえ、条例第3条で定める森林づくりに関する基本理念である、「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」を実現するために、「森林資源の循環利用と木育の一層の推進」を施策推進の基本的な方向とする。

本道の森林・林業・木材産業が直面する喫緊の課題を解決し、森林資源の循環利用と木育の一層の推進を図っていくため、本計画では、次の7つの重点的な取組を位置付け、具体的な取組内容に加え、行政や事業者等の行動主体を明示するとともに、計画期間内に達成すべき重点的な取組の指標を設定することにより、市町村や事業者などとの協調のもとで着実な推進を図る。

資源の有効活用、次世代資源の育成

重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用

将来を見据えた林業・木材産業の展開

重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保

重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進

重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大

道民運動としての木育の定着

重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

施策を展開するにあたっては、地球温暖化対策への貢献や、道有林による先導的な森林づくり、SDGsの達成に向けた施策の推進などに留意する。

第3 計画の目標 (p13-19)

森林づくりには長い期間を要するため、百年先を見据えた3つの長期的な目標(めざす姿)を示すとともに、今後 20 年間を見通した数値目標(長期目標指標)を設定。

(1) 地域の特性に応じた森林づくり

百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件などを踏まえ、発揮を期待する機能に応じて次のとおり森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進める。

- ① 水源を守る森林(水源涵養林)
- ② 山地災害を防ぐ森林(山地災害防止林)
- ③ 快適な生活環境を創る森林(生活環境保全林)
- ④ 生物多様性を守り、優れた文化や身近な自然とのふれあいを提供する森林(保健・文化機能等維持林)
- ⑤ 木材・木質バイオマスの効率的な生産を期待する森林(木材等生産林)

(森林の誘導の考え方)
 木材等生産機能の発揮が期待され、効率的な施業が可能な森林は育成単層林として整備し、公益的機能の発揮が特に期待される森林や、条件が不利な森林は育成複層林へ誘導する。

長期目標指標① 育成単層林・育成複層林・天然生林別面積

区分	令和元年度(2019年度)実績	令和23年度(2041年度)目標
育成単層林	1,402 千 ha	1,247 千 ha
育成複層林	762 千 ha	953 千 ha
天然生林	3,372 千 ha	3,336 千 ha

(2) 林業及び木材産業等の健全な発展

森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざす。

長期目標指標② 森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量

令和元年度(2019年度)実績	令和23年度(2041年度)目標
446 万m ³	540 万m ³

(3) 道民との協働による森林づくり

木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざす。

長期目標指標③ 木育に取り組んでいる道民の割合

令和3年度(2021年度)実績	令和23年度(2041年度)目標
18 %	80 %

第4 施策の展開方向 (p20-51)

条例第 11 条から 22 条までの項目ごとに、今後 20 年程度を見通した施策の展開方向とともに、10 年間の施策及び関連する指標を示す。

【1 森林資源の循環利用の推進】

資源の有効活用、次世代資源の育成

重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

- ・ 「低コスト施業の推進」、「クリーンラーチ苗木の増産」及び「適切な間伐等の推進」に取り組み、活力ある森林づくりを推進(行動主体:道、市町村、林業事業者など)

重点取組指標 造林面積 9,889ha(R元)⇨13,000ha(R13)

重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用

- ・ 「広葉樹資源の的確な把握」、「広葉樹を活かした森林施業」及び「原木の供給と利用の拡大」に取り組み、広葉樹資源の価値を高める(行動主体:道、林業事業者、研究機関など)

重点取組指標 針葉樹人工林から針広混交林に誘導する面積 13,000ha(R13)

将来を見据えた林業・木材産業の展開

重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

- ・ 「トドマツ資源の的確な把握」、「原木の安定供給」及び「市場が求める製品の生産」に取り組み、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化(行動主体:道、市町村、関係団体など)

重点取組指標 品質・性能の確かな建築材の生産比率 58%(R元)⇨75%(R13)

重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保

- ・ 全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、森林づくりを担う人材を確保するため、「担い手の育成・確保」及び「林業事業者の経営力強化」に取り組む(行動主体:道、林業事業者、関係団体など)

重点取組指標 新規参入者数(臨時を除く) 764人(H28~R2)⇨1,600人(R4~R13)

重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進

- ・ 「造林・保育作業の効率化」及び「素材生産作業の効率化」に取り組み、ICT等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を推進(行動主体:道、研究機関など)

重点取組指標 林業事業者の生産性(素材生産) 9.1m³/人日⇨13.0m³/人日

重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大

- ・ 「HOKKAIDO WOOD のブランド力強化」及び「住宅や建築物等における道産木材の利用促進」に取り組み、道産木材の需要を拡大(行動主体:道、関係団体、工務店など)

重点取組指標 製材・合板等の需要における道産木材の割合 69%(R元)⇨75%(R13)

【1-1 森林の整備の推進及び保全の確保】

(1) 森林資源の適切な管理

ア 森林計画の策定及び実行管理

- ・ 地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の策定、実行管理を技術的に支援
- ・ 条件が良い人工林が「特に効率的な施業が可能な森林」として区域設定されるよう市町村を支援
- ・ 森林所有者に対し、森林経営計画の作成を促進

イ 適正な伐採と伐採後の更新の確保

- ・ 伐採及び造林の届出制度が円滑に運用されるよう、市町村を支援

ウ 森林情報の的確な把握と運用

- ・ 航空レーザ計測などを活用した高精度な画像により森林調査簿の更新を推進
- ・ 森林クラウドシステムの活用により市町村業務を支援するとともに、森林情報の精度を向上

エ 森林所有者等への普及指導

オ 森林認証制度の普及

(2) 計画的な森林の整備

ア 優良な種苗の安定的な供給

- ・ クリーンラーチ苗木などの増産を図るため、生産者の育苗技術の向上に向け技術普及を推進
- ・ コンテナ苗の安定的な生産体制を構築するため、生産施設の整備を支援

イ 着実な再造林の実施

- ・ 公益的機能の確保に配慮した伐採と伐採後の着実な植林が行われるよう推進

ウ 間伐などの適切な保育の実施

- ・ 人工林の下刈りや除伐、間伐等の保育及び必要に応じた天然林施業を推進

エ 造林・保育コストの低減と作業の省力化

- ・ コンテナ苗の利用促進や、植栽本数の低減、地拵えや下刈り等の機械化による省力化を推進

オ 森林施業の基盤となる路網の整備

- ・ 森林施業の集約化を図るため、丈夫で簡易な路網の整備を推進

(3) 多様で健全な森林の育成・保全

ア 市町村などが主体となった森林整備

- ・ 市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備等を促進

イ 水資源の保全に資する森林の整備・保全

- ・ 水道取水施設の集水域などの森林について市町村による適切なゾーニングを支援

ウ 生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

- ・ 貴重な生態系を維持している森林などについて市町村による適切なゾーニングを支援

エ 森林被害への対策の実施

- ・ 国有林など地域の関係者と連携を図りながらエゾシカ森林被害対策を推進

オ 身近な森林の整備・保全

- ・ 森林における無許可開発の早期発見等のため、地域と連携して森林パトロール等の対策を実施

(4) 胆振東部地震からの復旧

ア 被災森林の植林等による復旧

- ・ 崩壊斜面の土壌条件や傾斜などに応じ、効率的な森林復旧を推進
- ・ 森林施業が効率的に実施できる地区から林業専用道(規格相当)や森林作業道を整備

イ 治山施設等の設置

- ・ 緊急性の高い箇所から治山ダムの設置や山腹工事など治山対策を計画的に推進

(5) 事前防災・減災に向けた治山対策等の推進

ア 治山対策による防災・減災対策の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づく治山事業を推進
- ・ 災害発生箇所の早期復旧とともに、山地災害危険地区において、重点的な防災・減災対策を推進

イ 保安林の適正な維持管理

- ・ 保安林のきめ細やかな指定や適正な管理に努めるとともに、保安林の必要性を広く普及啓発

ウ 森林施業による防災・減災対策

- ・ 土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の未整備森林において間伐等の森林整備を推進

エ 災害に強い林道整備(林道の強靱化)

- ・ 林業・山村地域における災害時に備え、特に重要な林道の整備・強化を推進

オ インフラ長寿命化対策

- ・ 老朽化が進む治山施設について、計画的な長寿命化対策を推進

関連指標(1-1 森林の整備の推進及び保全の確保)

私有人工林面積における集積・集約化の目標面積割合

令和元年度(2019年度):70% ⇨ 令和13年度(2031年度):75%

土石流等の山地災害等のリスクが高い山地災害危険地区の実施率

令和2年度(2020年度):66% ⇨ 令和13年度(2031年度):90%

【1-2 林業の健全な発展】

(1) 安定的な原木供給と効率的な木材生産

ア 森林経営計画策定等による施業集約化の推進

- ・ 森林施業プランナーが行う提案型集約化施業を促進

イ 森林施業の作業効率の向上

- ・ 自然条件や社会的条件が良い人工林を中心に路網を重点的に整備
- ・ 高性能林業機械と路網の組み合わせによる現地の林況に適した作業システムの導入

(2) 林業事業体の育成

ア 持続的・安定的経営の実現

- ・ 林業事業体の経営力の強化や、多様な連携などによる森林組合の経営基盤の強化を推進

イ 労働安全対策の強化

- ・ 安全衛生確保装備の導入などにより、高い水準にある林業労働災害を防止
- ・ 林業事業体登録制度を活用し、研修会等により、労働安全衛生管理に努める林業事業体を育成

(3) 人材の育成・確保

ア 地域の森林づくりを担う人材の育成

- ・ 段階的な研修によりキャリア形成を支援するとともに、ICTなどの専門知識を有する技術者を育成
- ・ 北森カレッジでは、実践的な教育により道内各地で活躍できる人材を育成

イ 林業従事者の確保・定着の促進

- ・ 地域協議会が行う事業者とのマッチングや林業の魅力発信などにより新規参入者の確保を推進
- ・ 作業の軽労化や若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などで就業後の定着を促進

関連指標(1-2 林業の健全な発展)

持続的な森林経営を担い得る森林組合の割合

令和元年度(2019年度): 59% ⇨ 令和13年度(2031年度): 100%

機械伐倒率

令和元年度(2019年度): 52% ⇨ 令和13年度(2031年度): 65%

森林所有者等が効率的な森林施業を行うための路網整備の水準

令和2年度(2020年度): 63.7m/ha ⇨ 令和13年度(2031年度): 68.0m/ha

【1-3 木材産業等の健全な発展】

(1) 道産木材の利用の促進

ア 道産木材の需要拡大

- ・ HOKKAIDO WOOD のブランド力を強化し、様々な分野で道産木材製品を使う道民意識を醸成
- ・ 道外、海外における展示会などでのプロモーション活動により道産木材の市場や販路を拡大
- ・ 工務店等と連携して「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」の普及を促進
- ・ 製材工場とプレカット工場・工務店とのマッチングを進め、道産建築材の利用を拡大
- ・ 中高層建築物や非住宅分野において、企業等と連携し、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度を活用したPRなどにより、都市の建築物の木造化を促進

イ 道産木材の新たな需要の創出

- ・ 道産CLTの需要の創出と供給体制の整備を着実に推進
- ・ 道産広葉樹を活用した内装材や家具・建具、日用品などの需要の拡大に向けた取組を推進
- ・ 試験研究機関と連携した技術開発や、土木分野での新たな利用により道産木材の市場を開拓

ウ 木育と連携した道産材利用の促進

- ・ 木育のイベントで「HOKKAIDO WOOD」のPRを実施するなど、木育活動と連携した取組を推進

エ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・ 熱供給施設などの施設整備や原料の安定的な供給体制づくりを推進

(2) 木材産業の競争力の強化

ア 品質・性能の確かな製品の供給体制の構築

- ・ 品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備を支援

イ 道産トドマツ建築材の生産・流通体制の構築

- ・ 企業間連携により道産トドマツ建築材の生産・流通体制を構築し、建築分野での利用を拡大

ウ 産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給

- ・ 森林認証制度や合法木材等証明制度を活用した道産木材・木製品の安定供給の促進

エ 需要と供給のマッチングの推進

- ・ 原木の需要者や供給者、国、道などによる協議会において、原木や製品の需給動向を情報共有

オ 木材産業の経営の安定・強化

- ・ 木材・木製品製造業を営む事業者の経営安定・強化に資する融資制度の活用を促進

(3) 特用林産物の生産の振興

ア きのこ、木炭など特用林産物の生産振興

- 生産資材の安定確保や消費者への普及・PRなどにより道産特用林産物の需要を喚起

関連指標(1-3 木材産業等の健全な発展)

- 道産木材自給率
令和元年度(2019年度):60% ⇨ 令和13年度(2031年度):70%
- 道産CLTの生産量
令和元年度(2019年度):626m³ ⇨ 令和13年度(2031年度):50,000m³
〔CLTの原料となる道産ラミナの供給量〕
令和元年度(2019年度):960m³ ⇨ 令和13年度(2031年度):86,000m³相当
- 木質バイオマスエネルギー利用量
令和元年度(2019年度):138万m³ ⇨ 令和13年度(2031年度):200万m³
〔エネルギー利用のうち熱利用量〕
令和元年度(2019年度):21.5万m³ ⇨ 令和13年度(2031年度):25.0万m³
- 針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率
令和元年度(2019年度):37% ⇨ 令和13年度(2031年度):45%

【2 木育の推進】

道民運動としての木育の定着

重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

- ・ 「多様なニーズを踏まえた木育マイスターの育成」及び「木育活動への企業等の参加の促進」に取り組み、道民との協働による森林づくりを推進(行動主体:道、木育マイスター、企業など)

重点取組指標 企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数 81 回(R2) ⇨ 150 回(R13)

【2-1 道民の理解の促進】

(1) 森林や木材に関する情報発信の充実

ア 森林や木材に関する情報の提供

- ・ 森林・林業・木材産業に関する情報、地域材利用の意義などについて、SNS等で道民に発信

(2) 森林や木材とのふれあいの機会の充実

ア 道民が森林や木材とふれあう機会の確保

- ・ 木育活動の指導的な役割を果たす能力を有する木育マイスターを育成
- ・ 木育マイスターや「HOKKAIDO WOOD」との連携により、道民の森などで木育イベントを実施
- ・ 植樹の日・育樹の日を広く普及するとともに、関係機関等と連携し、植樹祭、育樹祭などを実施
- ・ 児童館や保育施設等と連携した木育活動を実施

イ 森林や木材とのふれあいの場の整備

- ・ 森林散策を楽しめる歩道など、身近な場所で気軽にふれあうことのできる森林の整備・活用を推進
- ・ 建築物の木造化・木質化を促進し、道民が道産木材とふれあう場を確保

関連指標(2-1 道民の理解の促進)

木育に関するホームページやSNSのアクセス件数

令和元年度(2019年度):11,927 件 ⇨ 令和13年度(2031年度):22,000 件

【2-2 青少年の学習の機会の確保】

(1) 道民の森や道有林などを活用した学習機会の確保

ア 道民の森などの学習の場としての機能強化

- ・ 道民の森を核として、全道各地の道有林を地域の活動拠点に位置付け、学習の場として活用
- ・ 木育プログラムの開発を行い、道民の森及び道有林において実施

(2) 国や教育関係機関等と連携した学習機会の確保

ア 青少年のための木育活動の促進

- ・ 森林づくりや木材利用に対する教育関係者の理解促進を図り、学校での森林環境教育を充実
- ・ 木育マイスター、企業、国や市町村、緑の少年団等と連携し、森林体験学習会を開催

関連指標(2-2 青少年の学習の機会の確保)

青少年向け木育教室等の実施回数

令和2年度(2020年度):218回 ⇨ 令和13年度(2031年度):370回

【2-3 道民の自発的な活動の促進】

(2) 道民の自発的な活動の拡大・充実

ア 地域における自発的な活動のための環境づくり

- ・ SNSやホームページなどを活用した情報発信により、道民の木育活動への参画を促進
- ・ 国や市町村と連携した働きかけにより、企業やNPOなど民間の木育活動への理解や参画を促進
- ・ 木育マイスターのスキルアップとネットワーク化を推進し、木育活動に対する多様なニーズに対応

イ 民間主体の木育活動の促進

- ・ 環境保全意識が高い企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけ
- ・ 企業等と連携し、若い世代も含めた多くの道民が参加しやすい木育活動を推進
- ・ 企業や国、市町村、林業関係団体で意見交換を行う協議会を設置し、連携による森林づくりを推進
- ・ 木育マイスターを企業やNPOなどに紹介し、連携を促進

ウ 豊かな海と森林づくり活動の促進

- ・ 漁協女性部が市町村や地域住民と連携して取り組んでいる「お魚殖やす植樹運動」を促進

関連指標(2-3 道民の自発的な活動の促進)

企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数【重点取組指標⑦の再掲】

令和2年度(2020年度):81回 ⇨ 令和13年度(2031年度):150回

【3 山村地域における就業機会の確保等】

(1) 山村地域における就業機会の確保等

ア 通年就業体制づくりの促進

- ・ 冬期間の仕事の確保、複数の作業に従事できる従事者の育成

イ 山村への移住定住の促進

- ・ 森林資源や森林空間を活用した新たな産業の創出や他産業との連携等を支援

ウ 生活環境に係る施設の整備

エ きのこと、木炭など特産林産物の生産振興

(2) 山村地域における関係人口の拡大

ア 地域資源としての森林を活用する産業の育成

- ・ 木材や特産林産物を活用した特産品づくり、森林空間を活用した新たな産業づくりなどを促進

イ 都市部と山村地域との交流

- ・ UIターンの受け入れを促進し、都市住民との交流による新たな就業機会を創出
- ・ 森林体験プログラムを取り入れたワーケーションや企業研修などを促進

関連指標(3 山村地域における就業機会の確保等)

通年雇用者割合

令和元年度(2019年度):67% ⇨ 令和13年度(2031年度):77%

【4 森林づくりに関する技術の向上】

(1) 試験研究及び技術開発

ア 道民や企業等の地域ニーズの的確な把握

イ 試験研究機関との連携

- ・ 森林・林業・木材産業における試験研究や技術開発について、試験研究機関との連携を推進
- ・ ゼロカーボン北海道やスマート林業の取組について、特に連携を強化

(2) 技術の普及と指導

ア 普及指導の推進

イ ニーズに応える森林管理や木材利用技術の普及と指導

ウ 森林づくりに関する技術交流の促進

- ・ 研究機関と連携した技術者・研究者の派遣・受入などの技術交流や国際協力の取組を推進

関連指標(4 森林づくりに関する技術の向上)

技術の向上を目的とした研修等の取組件数

令和元年度(2019年度): 61 回 ⇨ 令和 13 年度(2031年度): 77 回

【5 道民の意見の把握等】

(1) 森林づくりに対する道民意見の把握

ア 道民意見の把握

- ・ 森林づくりに対する期待などの道民意見を把握

イ 森林づくり活動の企画・計画段階からの道民の参加

- ・ 企画や計画の実行段階において道民意見を反映

(2) 森林づくりに関する情報の収集

ア 森林情報等の収集

- ・ 森林所有者情報や資源情報を的確に把握・管理

イ 森林情報の効果的な公表

- ・ 森林づくりに関する情報をSNSや道のホームページなどを活用して効果的に公表

関連指標(5 道民の意見の把握等)

道民が参加する森林づくり関連事業の実施件数

令和元年度(2019年度): 53 件 ⇨ 令和 13 年度(2031年度): 80 件

【6 道有林野の管理運営】

(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

ア ICTを活用した森林資源の把握

- ・ ICTを活用して施業実施箇所を適切に選定し、広範囲の森林資源を効率的に把握

イ 積極的な伐採・再造林

- ・ 条件が良い人工林について、公益的機能の発揮に配慮しつつ計画的な伐採と再造林を推進

ウ 天然力を活用した森林づくり

- ・ 森林の現況に応じて人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を実施

(2) 資源や技術力を活用した地域貢献

ア 森林施業の低コスト化・省力化の推進

- ・ 植栽や下刈り等の低コスト化・省力化につながる施業方法を実証・普及
- ・ コンテナ苗の活用による効率的な植栽や、カラマツ類の植栽による下刈年数の短縮を推進

イ 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

- ・ 計画的な事業の実施に努め、事業量を安定的に確保することにより、地域の林業事業者を育成
- ・ 林業事業者と長期の協定を締結することにより、計画的な雇用の確保や設備投資を促進

ウ 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

- ・ 地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者等と協定を締結し、原木を供給

エ 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

- ・ オフセット・クレジットの販売に取り組み、企業と連携した森林づくりを推進

オ 胆振東部地震被災地の復旧

- ・ 植林などの実証試験や率先した被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及

カ 道有林の森林づくりを担う人材の育成

関連指標(6 道有林野の管理運営)

道有林における育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積

区分	令和元年度(2019年度)	令和13年度(2031年度)
育成単層林	119千ha	110千ha
育成複層林	82千ha	91千ha
天然生林	408千ha	407千ha

道有林における森林づくりに伴い産出される木材の量

平成29年度(2017年度)から令和2年度(2020年度)までの実績平均:52.2万m³

⇒ 令和13年度(2031年度):59.5万m³

第5 連携地域別の森林づくりの取組方向

(p52－70)

6つの連携地域ごとに、森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組を踏まえ、森林づくりを進めるにあたっての課題と取組方向を示す。

地域	取組方向の例
道央 (p52)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議が進捗管理する実施計画に沿って、地域と一体となって北海道胆振東部地震に係る森林再生を着実に推進 ・ 全国的な緑化行事が行われた苫小牧東部地域の「苫東・和みの森」を木育活動の拠点として活用し、木育マイスターと連携して木育の取組を推進
道南 (p56)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と連携して、郷土樹種であるブナ林やヒノキアスナロ林などの森林づくりを推進 ・ 多様な主体との連携による道南スギを活用した製品開発など、地域材の新たな利用方法を提案する取組を通じて、「道南スギ」の認知度向上とブランド化を促進
道北 (p59)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北森カレッジと上川地域支援協議会との連携を強化し、インターンシップなどを積極的に受入 ・ 道有林の積極的な活用や地域の木育イベントへの支援を通じて、森林や木材とふれあう機会を充実
オホーツク (p62)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オホーツク産木材・木製品の首都圏などでの利用促進や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大など、多様な分野での木材利用を促進 ・ 道民の関心が高い食育や子育てと連携した木育イベントを開催
十勝 (p65)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体との連携により工務店や一般消費者に対する住宅見学会を開催し、住宅分野での地域産カラマツの利用を促進 ・ 「デジタル森林浴」などの地域の取組と連携し、森林浴や森林をベースとしたアウトドア活動、ワーケーションなど、地域の森林資源の多様な利用を促進
釧路・根室 (p68)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道内各地の普及をめざす先駆的なモデルとなる住民参加による海岸防災林づくりを支援 ・ 牛舎や住宅・事務所などの木造建築物のセミナーや見学会など、道産木材の活用・普及拡大に向けた取組を推進

第6 計画の推進体制 (p71-72)

○ 推進体制

- ・ 環境分野をはじめ、水産業、景観づくり、農業、観光、教育分野等、森林や木材の利用に係る庁内部局との横断的な連携を図り、効果的・効率的に施策を推進
- ・ 条例に基づき別に定める「森林づくりを進めるための指針」を活用し、道民、森林所有者、事業者、NPO等それぞれの役割に応じた協働による森林づくりを推進
- ・ 道民による企画・計画段階からの森林づくりへの参画や、幅広い協働、定期的な意識調査、地域での相談業務、ホームページの活用などにより、道民の意見聴取に努め、施策へ反映

○ 市町村や関係団体との連携

- ・ 市町村森林整備計画の策定など、市町村を主体とした森林の整備・管理を推進するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築し、市町村と緊密に連携

○ 国有林との連携

- ・ 本道の国有林野を管理する北海道森林管理局と定期的に「北海道林政連絡会議」等において連携施策を検討・調整するなど緊密な連携を図り、地域の特性に応じて所管を越えた森林づくりを推進

○ 推進管理

- ・ 計画の実効性を確保するため、森林づくりを巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図り、施策の進捗状況や効果等を、毎年、点検・評価し、議会、審議会、道民などに報告・公表
- ・ 政策評価制度に基づき、関連施策の点検表かを実施し、必要に応じて事業を見直し

「道有林基本計画(素案)」に対する 道民意見を募集します

道では、道民共通の財産である道有林が公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民の生活向上に資するよう計画的な整備・管理を進めています。

このたび、令和4年度からスタートする「北海道森林づくり基本計画」の趣旨を踏まえ、森林資源や道有林の整備・管理を取り巻く情勢の変化に適切に対応していくため、現行の「道有林基本計画」を見直すこととし、令和4年度を始期とする「道有林基本計画(素案)」を取りまとめましたので、広く道民の皆さんからご意見を募集いたします。多くのご意見をお待ちしています。

【意見の応募方法】

1 応募期間

令和3年(2021年)11月30日(火)から 令和3年(2021年)12月29日(水)まで

2 応募方法

計画等の素案をご覧いただき、意見提出用紙(別紙「『道有林基本計画(素案)』に対する意見」)にご意見を記入のうえ、郵便・FAX・電子メールのいずれかの方法でご提出ください(電話などによる口頭でのご意見は、ご遠慮願います)。

なお、計画等の素案は、道庁ホームページのほか、道庁水産林務部道有林課、各(総合)振興局の行政情報センター、各(総合)振興局の林務課及び森林室でご覧いただけます。

【道庁ホームページURL(水産林務部道有林課)】

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/kihon_soan_pubcome.html

3 提出先

北海道水産林務部道有林課(道有林整備係)

- 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部道有林課
- ファクシミリ 011-232-4142
- メール suirin.doyurinkg@pref.hokkaido.lg.jp

4 意見募集結果の公表

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和4年(2022年)3月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

意見募集の結果の公表は「2 応募方法」に記載の方法に準じて行います。

5 注意事項

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

【お問い合わせ先】

北海道水産林務部道有林課道有林整備係
電話: 011-204-5520

道有林基本計画(素案)の概要

第1 計画策定の考え方 (P3)

- 「北海道有林野の整備及び管理に関する規程」第5条に基づき、道有林の整備及び管理に関する基本方針などを示し、北海道森林づくり基本計画の施策別計画として位置づけられるもの
- 計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、5年毎に見直し

第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針 (P4-15)

1. 道有林の果たすべき役割

道では、道有林において、北海道森林づくり基本計画で示す施策を先導的に実施し、北海道森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう取り組む必要がある。

- ① 道が直面する行政課題の解決に向けて、先導的な森林づくりを實踐
- ② 将来にわたって森林資源の保続が図られるよう、次の事項に取り組む
 - ・ ICT を活用して人工林に加え天然林の資源量を把握する新たな手法の確立
 - ・ 森林の現況に応じて、積極的な伐採・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を行う北海道らしい森林づくりの確立
 - ・ 針葉樹に加え広葉樹を有効に活用した地域への原木の供給

2. 基本方針と重点的な取組事項

道有林の果たすべき役割と行政課題を踏まえ、「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活かした地域への貢献」を計画の基本方針とする。

- ① 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり
 - 道有林の多面的機能の持続的発揮を図るため、ICT等を活用して把握した森林資源の現況に応じて、積極的な伐採・再造林、人工林の針広混交林化などにより多様な森林づくりを推進
 - ＜重点的な取組事項＞
 - ・ ICTを活用した森林資源の把握
 - ・ 積極的な伐採・再造林
 - ・ 天然力を活用した森林づくり
- ② 資源や技術力を活用した地域貢献
 - ICTなどの新たな技術を活用することにより、森林施業の低コスト化や省力化を進めるとともに、地域の木材需要に応じて原木の安定供給を行うなど、資源や技術力を活用して地域に貢献
 - ＜重点的な取組事項＞

- ・ 森林施業の低コスト化・省力化の推進
- ・ 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成
- ・ 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給
- ・ 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献
- ・ 胆振東部地震被災地の復旧
- ・ 道有林の森林づくりを担う人材の育成

3. 計画の長期的目標

基本方針毎に、今後の10年間を見通した数値目標を設定

① 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

道有林の整備・管理にあたっては、多様な樹種や林齢からなる森林の育成を目指す。

(森林の誘導の考え方)

育成単層林について、公益的機能の発揮が特に求められる森林では、帯状など部分的な伐採と植林を行うほか、広葉樹が混交している森林では、間伐により針広混交林化を図り、育成複層林へ誘導

目標の指標 育成単層林・育成複層林・天然生林別面積

育成単層林 令和13年度 110千ha(参考:令和元年度 119千ha)

育成複層林 令和13年度 91千ha(参考:令和元年度 82千ha)

天然生林 令和13年度 407千ha(参考:令和元年度 408千ha)

② 資源や技術力を活用した地域貢献

道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用されることを目指す。

目標の指標 森林づくりに伴い産出される木材の量

令和13年度 59.5万m³ (参考:令和元年度 52.2万m³)

第3 道有林の整備・管理に関する基本的な事項 (P16-24)

1 地域の特性に応じた先導的な森林づくりに関する事項

(1) ICTを活用した森林資源の把握

- ・ 航空レーザ計測などのICTを活用して、広範囲の森林資源を効率的に把握

(2) 積極的な伐採・再造林

- ・ 植栽木の成長が良好など、条件の良い人工林について、公益的機能の発揮に配慮し、計画的な伐採と再造林を推進

(3) 天然力を活用した森林づくり

- ・ 広葉樹と混交している人工林は針広混交林化、資源が回復しつつある天然林は抜き伐りにより下層木を育成し、活力ある森林へ誘導

【参考: 関連指標】

- ・ 植栽面積(年平均)

811ha (平成29~令和2年度実績: 704ha/年)

- ・ 人工林の針広混交林への誘導面積(令和8年度)

4千ha（令和2年度実績：0ha）

- ・森林づくりに伴い産出される広葉樹材の量（年平均）

5.0万m³（平成29～令和2年度実績：4.3万m³/年）

■伐採立木材積及び間伐面積計画量（材積：千m³、面積：百ha）

区分	総計			前期(R4-8)			後期(R9-13)		
	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
総計材積	5,812	5,602	210	2,835	2,761	74	2,977	2,841	136
主伐	2,320	2,309	11	1,140	1,136	4	1,180	1,173	7
間伐	3,492	3,293	199	1,695	1,625	70	1,797	1,668	129
間伐面積	439	392	47	219	206	13	220	186	34

■造林面積計画量（ha）

区分	総計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
総計	8,697	4,079	4,618
人工造林	8,597	4,037	4,560
天然更新	100	42	58

(4) 路網の整備

- ・施業の集約化を図るため、丈夫で簡易な路網を整備

■路網開設延長計画量（km）

区分	総計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
林道	16	7	9
林業専用道	101	75	26

(5) 森林の保全

- ・貴重な生態系を維持している森林を保全するとともに、罠いワナによるエゾシカ捕獲など森林被害対策を推進

(6) 森林の管理

- ・高山植物等の不法採取や廃棄物の不法投棄等の防止に向けた巡視活動や林道ゲートの保守・保全を実施

2 技術力・資源を活用した地域貢献に関する事項

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

- ・ICT ハーベスタなど先進的な高性能林業機械や下草刈り用の林業機械の導入を促進
- ・下草刈り作業の省力化につながるよう、成長の良いカラマツ類のコンテナ苗を率先して植林

【参考：関連指標】

- ・コンテナ苗利用本数（令和8年度）

500千本（平成29～令和2年度実績：80千本/年）

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

- ・造林・保育作業の軽労化や木材加工工場と連携してトドマツ大径木の

付加価値向上に取り組む林業事業体を育成

【参考：関連指標】

- ・林業事業体と長期の森林整備協定を締結して供給する木材の量(令和8年度)
11.3万 m^3 (平成29～令和2年度実績：4.0万 m^3 /年)

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

- ・ 建築用材や家具材など地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給
- ・ 木材の需給動向に応じて弾力的に木材を供給

(4) 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

- ・ 企業と連携した森林づくりを進め、関係市町と共同でオフセット・クレジットを販売

【参考：関連指標】

- ・ オフセット・クレジット販売量(令和8年度)
4千t-CO₂ (令和2年度：1千t-CO₂)

(5) 胆振東部地震被災地の復旧

- ・ 被災森林の復旧に率先して取り組み、その成果を地域の森林所有者等に普及

(6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

- ・ 広葉樹伐採等の技術に加え、ICTや森林施業の低コスト化・軽労化などの新たな技術を有する人材を育成

(7) 道有林の活用

- ・ 木育マイスターや企業による森林体験学習など木育活動の場としてフィールドを提供

第4 計画の推進体制 (P25)

1 推進体制

- ・ 意見交換会やアンケート調査の実施等により、道民や市町村の意見を把握し、森林の整備・管理に反映
- ・ 国有林と民有林が連携した森林づくりを実施

2 整備管理計画の策定

- ・ 道有林基本計画に基づき、各(総合)振興局長が管理区ごとに策定する整備管理計画について、地域の特性を踏まえつつ、めざす森林の姿や計画量等を定める旨を規定

3 推進管理

- ・ 毎年、道有林野事業の実績や進捗状況について点検・評価を行い、その結果を次年度の事業に反映するなど、PDCAによるマネジメントを推進